

房川渡中田関所改方制度の変遷

—足立家文書より—

石岡康子

の足立家文書利用の一助として本稿をまとめた。なお引用文書末尾の（）数字と傍注数字は本館足立家文書の番号である。また参考史料・文献は最後に列記した。

第一、足立家文書について

はじめ
第一、足立家文書について
第二、房川渡中田関所の概要
一、関所の施設と組織
2. 施設
2. 組織
第三、関所改と通手形
一、天和二（一六八二）年の高札
1. 笠頭巾
2. 乗物
三、女改と通手形
1. 留守居手形
2. 確氷関所送手形
3. 男の通行
4. 関所破り
三、鉄炮改と通証文
1. 鉄炮通証文の始まり	二二
2. 鉄炮改と通証文の変遷	二一
四、舟問屋による川舟改	二七
第四、関所の終焉	二七

はじめに

現在、本館では『埼玉県史料叢書』全二〇巻(予定)の編さん刊行を行つてゐる。その十三～十六巻には「新出重要史料近世」として「栗橋関所史料一・二 御関所御用諸記 I・II」を、平成十三・十四年度に『埼玉県史料叢書十三(上)(下)』として収録し刊行する予定になつてゐる。

近世の関所については先学により多くの研究がなされてきたが、通関までの手続・制度・法令等、関所改の実態について詳しく触れたものは少ないと思われる。叢書十三の編纂調査過程でそれらのものはかなり明らかになつたが、叢書解説では紹介しきれないので叢書や本館で

足立家文書は葛飾郡栗橋宿(現北葛飾郡栗橋町)で寛政十二(一八〇〇)年から明治二(一八六五)年まで、房川渡中田関所(栗橋関所ともいう)の関所番人を勤めてきた足立家に伝えられた文書で、現在本館に九五六点が寄託されている。文書の構成は文書・記録類が四割を占め、典籍・書籍・摺物が六割となつてゐる。

文書・記録類のほとんどは関所関係文書で、日記類と、支配や留守居等からの達と写、鉄炮通証文、女通手形納目録、女通手形引付帳、関所手形確認のための判鑑、関所絵図、関所番人の願書写や相続に必要な親類書・由緒書写等がある。いずれも貴重な文書ばかりであるが、その中でも日記類は、房川渡中田関所の始まりから終わりまでを窺うことができ、改方の変遷を知る上では欠くことができない。この日記類は左記のように分けられる。

・御関所御用諸記 元禄十(一六九七)年～天保十五(一八四四)年

二四冊

関所の主な通行や改方、役所からの触書を編年順に集成

足立金四郎(足立家八代目、十右衛門)による、日記原本から

の抜書 埼玉県史料叢書第13巻として刊行

・御関所日記書抜 寛政元(一七九九)年～文久三(一八五三)年

一五冊

関所の主な通行や改方、役所からの触書を編年順に集成

足立柔兵衛（同十代目、後に十太夫・柔郎）による、安政五年（一八五八年）～慶応三（一八六七年）年にかけての抜書

・御用留 文久三（一八五三年）年～慶応四年

・五冊、七冊が「常野州浮浪徒追討一件」、足立柔兵衛作成

・御関所日記 慶応四（一八六八年）年～明治二（一八九〇年）年

六冊

関所日記の原本

・雑事・聞書 文政十二年（一八二九年）～嘉永三（一八五〇年）年

三〇冊

足立老人（同七代目、孝右衛門、後に十右衛門）が私的に書き

留めた風説書

なお、御関所日記書抜・御用留・御関所日記・雑事聞書は順次刊行の予定であり、文書・記録類の一部は『新編埼玉県史』資料編¹³近世治水、『同書』資料編¹⁴近世⁵村落都市編に収録されている。

第二、房川渡中田関所の概要

1、関所の施設と組織

名称

正式名称は房川渡中田関所といふ。栗橋にあるのに栗橋関所といわざ房川渡中田関所といふ理由は、洪水で旧記が流失し不明だが、言い伝えでは、関所の川下、栗橋宿内庵室に法花房という僧がいたため、小舟で渡河するものが「坊か渡し」と言うようになり、いつの頃からか房川渡と言うようになったと言ふことである。史料叢書¹³では県民に馴染みがある呼称、栗橋関所を副題にした。

設置場所 房川渡中田関所は栗橋宿の北、日光街道（奥州街道）が

利根川を横切る地点、渡船場前に設置され、対岸は古河藩領の中田宿であつた。

設置時期

栗橋にいつ関所が出来たのかは、水害のため正確にはわからないが、関所番人自身は、寛永元（一六三四年）年伊奈忠治に四人が二十俵二人扶持で関所番として抱え入れられたことをもつて、関所の設置時期と考へていた。^{19、20、21、22}

関所と番人拝領屋敷 元禄十六年は左記のようであつた。¹

一、御関所敷地并同役拝領屋敷坪数御尋ニ付書上

一、四反六畝三歩

御関所屋敷

四畝歩 表九間

一、裏三間

堅武十間

御関所屋敷

一、拾四間半

表九間

富田貞右衛門

一、武拾四間

表九間

一、拾五間半

表九間

加藤政右衛門

一、武拾三間

九畝三歩

長山平助

一、武拾三間

九畝三歩

落合源兵衛

一、武拾三間

九畝三歩

享保七（一七三二年）年は左記のようであつた。²

一、寛永元甲子年御関所番四人江被仰付候、番人居屋敷壱人分武拾四間

二拾四間程ツ、拝領仕候外ニ、武拾五間ニ三拾間程ツ、之屋敷拝領地御座候處、先年川欠ニ罷成、当分居屋敷計所持仕候

一、御関所敷地表通拾四間、裏行拾五間程

一、御関所御番所家式間ニ半五間、下番所九尺式間之角屋、南東之方ニ
折廻九尺ひさし西ノ方ニ堀間ニ式間ひさし

享保七年八月の調査では、関所には鎧四筋・三ツ道具・捩り棒十本・長熊手一本・捕縄十筋・番手桶等が備えられていたが、鉄炮・武器はなかつた。⁽²⁾その後伊奈氏の私的な物が関所へ廻されたのか、文久元年六月の記事によれば伊奈半左衛門支配当時は関所備武器として鉄炮・弓が渡されていたが、支配替によりそれらは引き上げられ、以後関所に鉄炮・武器が渡されたのは、文久元年六月代官荒井顯道が江戸役所からの御預り鉄炮を関所へ廻し御備鉄炮とするまではなかつたといふ。

関所の流失 天明元(十六)年の覚では元禄三年・同八年・宝永元(十七)四年・寛保二(十七)年の四度である。⁽³⁾天保十三年の覚では元禄(十八)年⁽¹⁾の四度である。天保十三年の覚では元禄期の流失は三度となつてゐる。

寛保二年八月の水害では、同三年三月に津領主藤堂高豊の御手伝により関所敷地築立が行われた。建物新築の目論見は支配から勘定所に伺いを立てた。請負人は近在の大工の内から入札により決められ、請奉行は支配の家来が行い、出来形見分には小人目付が来た。建築費用は金六十二両と銀四匁であった。延享元(十七)年三月に小人目付と支配手代・関所番人が立会見分した後、新しい建物に引っ越した。

関所普請中は宿役人に命じ栗橋宿の民家や問屋場を仮関所にして改めを行つた。高札は番人が字句や寸法を書き上げ支配へ提出し、郡代屋敷で新造された。^{(2), (3)}

度々の水害で敷地が削られ関所は堤側へ移動したが、他の場所へ移転する事はなかつた。

判鑑

判鑑または印鑑とは証文の押印を確認するために、予め関所に備えて置いた印影のことをいう。房川渡中田関所では留守居・鐵炮方・諸家家来・大名・日光作事下奉行・鐵炮持主・碓氷関所番・幸手宿役人等から届けられた印鑑を関所に備え付け判鑑とした。板や紙製のもので、手形発行者が替わると判鑑も替えられた。

享保二年当時は、貞享二(十六)年正月に勘定奉行から伊奈忠篤へ、寛永四年から貞享元年までの留守居の判鑑十五通が回されたといふ。書があり、関所には貞享四年以来の判鑑が留め置かれていた。

諸家・鐵炮方・碓氷関所番等の古印鑑は返却しているが、留守居については返却の記述はない。

鐵炮方の判鑑は留守居の添状を付けて関所へ渡された。この添状は宝暦十一(十七)年十月以降返却することになつたが、判鑑は享保十三年の最初の引替以来勘定所へ返却されている。^{(2), (4)}

関所通行時間 関所の通行時間は宝永八年には明六つ過から暮七つ過で、以後も同様であつたが天氣の具合・晴曇により遅早があつた。^{(1), (2), (4)}夜間の通行は日光御用・日光御状箱持送人足・御鷹御用等の御用による通行や、参勤交代で急ぐ場合・諸家の手形持參の飛脚などは夜中も通行できた。

日光御用夜間通行は老中から断状が、老中や日光門主へは留守居から予め断状が出された。^{(1), (2), (7), (11)}往返とも断状が必要だつたが、断状に往返と書載してあれば、往時に関所へ差し出すだけで帰りも通行できた。^{(6), (10)}

栗橋宿・中田宿からの日光御状箱持送人足は、延享元年四月以降宵の内であれば、兩宿問屋から各々予め請書を関所に取り置き、問屋下役の者が人足通行毎に付添い、断りに出るようになつた。幸手宿・古

(四)

河宿からの場合は同様に各々の宿から請書を関所に取り置き、通行毎に問屋の名印のある夜通切手で通行するようになつた。⁽³⁾⁽¹⁹⁾⁽¹⁶⁾⁽²²⁾

天明六年の川々御普請御用の徒目付・小人目付は、宝暦七年金町松戸関所夜中通行と同様、普請懸り目付の断りで通した。⁽¹⁷⁾

文化四(一八〇七)年の蝦夷過急御用は口上断で夜中も通した。⁽¹⁸⁾

寛政四年の関所改方によれば、近在の者は出発時に住所や、帰りが夜になる理由を届け、願出ておけば帰着時に改めのうえ通行させた。⁽¹⁹⁾

渡船 享保十七年には渡船は入用金により江戸で仕立てた渡船二艘と、川辺領中里村(現栗橋町)・幸手領八甫村(現鷺宮町)の田地作徳金で栗橋町名主が新造・修復した茶船五艘、計七艘があり関所に係してあつた。このほか、中田宿には古河藩主が仕立てた茶船五艘が係留してあつた。これらは一般の関所通行人が使用した。また中田宿には、渡船の船頭が守るべき事柄が書かれた川高札が立てられていた。

定
事

一、前々より有来渡船懈怠なくこれを出し、昼夜相滞らざるやうに勤へぎ

一、往来之輩おほき時者残らず船を出し、人馬荷物等滞なくこれを渡すへし、奉公人之外船賃を出す輩より猥ニ定之外賃おほく取へからざる事

一、荷物附ながら馬を船にのせ候儀、相対次第たるへき事
右之条々可相守之、若於相背者可被行重科者也

正徳元年五月 奉行

右ハ中田宿ニ建有之

天保九年八月には、関所の番人から栗橋宿馬船水主十一人・船頭一人に対し、(1)船頭は二十歳から五十歳までの健康な者に限る、(2)女・

乱心・首・囚人・大きな荷物・夜中通行は差図を受けたうえで渡す、(3)定船場以外で渡船をせず、見付け次第注進する、(4)武士からは御定の通り船賃を取らず、町人百姓からは御定の外は船賃を取つてはいけない、(5)渡船仲間には栗橋宿の船渡町出生の身元確かな者以外は仲間にしない、(6)船を出すときには往還の人に呼びかける、(7)渡船仲間の家族の女が中田宿へ耕作に行くときは、関所へ声を掛け、通行のための鑑札を受け取り、帰りは返却することなどが申し付けられた。⁽¹⁵⁾

また古河藩には諸家渡船に差し出す御馳走舟があつた。⁽³⁾⁽⁴⁾天保十五年には御座船二艘・小早船二艘・高瀬船二艘があつた。これらは関所に届出をし古河に係留していた。⁽¹⁹⁾

川の増水や、大名や御用通行で渡船が繁多な時は、上り下りの通船を止めた。⁽²⁾

2、組織

支配 関所が設置された宿村の支配者が関所の支配者となつた。房

川渡中田関所の支配は寛永元年伊奈忠治に始まる。伊奈氏による支配は寛保三年、伊奈忠達支配高三十三万石の内二十万石が、六名の代官により支配されるまで世襲された。

関所設置以来伊奈氏支配地内では、関所番人が女通手判返納や印鑑請取そのほか御用のため出府する際には、伊奈氏家臣同前に無質継送とされ、支配場所以外の交通には伊奈氏から駄賃錢が出されていたが、支配替によりそれらは幕府の公的出費となつた。代官近藤威興の時に、女通手判返納と留守居印鑑請取の駄賃錢だけが御入用となり、同萩原友明の時、宿継証文と役馬帳が出され御用出府の往返に用いることになつた。このほか関所高張挑灯の紋所は、支配替があつても使えるよ

う、支配者の紋所から房川渡中田御関所と書いたものに代わった。⁽³⁾

代官が四人十七年間続いた後再び伊奈氏の支配となり、寛政四年の忠尊失脚まで続く。その後は同族の理由で伊奈家を相続した忠盈が残務整理を行い、いつたんはこの地の代官三河口輝昌が支配になると関所番人に伝えるが、勘定奉行が関東郡代兼役で支配となり、実際の関所支配は郡代支配勘定三人へ引き渡された。⁽⁶⁾

文化三年三月中川忠英が大目付に転役し、関東郡代は廃止になる。

関所の支配は再び代官支配となり慶応四年八月まで続いた。以後新政府のもと葛飾県知県事支配が二代続き関所は廃止された。

足立家日記類から歴代の支配とその手附・手代（勘定奉行支配下では勘定所役人）を列記すると左記のようになる。①支配期間②家来・手附・手代とその人事異動③異動理由の順で記述した。なお②について

は足立家日記に記載されている者のみを記し、支配期間や諱については『寛政重修諸家譜』『柳營補任』『県令集覽』『幕領支配と代官支配』で補つた。代官の支配開始日は、日記中に明記されている以外は、番人の身分引き渡しが行われた日とした。

伊奈忠治 ① 寛永元・～承応二（一六二三）・六・二十七

伊奈忠克 ① 承応二・十二・二十二・～寛文五（一六二五）・八・十四
伊奈忠常 ① 寛文六・三・十九・～延宝八（一六〇〇）・正・四

伊奈忠篤 ① 延宝八・九・七・～元禄・十・十九
② 加藤武治右衛門

伊奈忠順 ① 元禄十・十二・十・～正徳二（一七三三）・二・二十九
② 原治左衛門・川井式右衛門・石母与五助・阿出川旦藏
加藤武次右・小野沢弥一右衛門・阿出川團蔵・田口勘兵衛

石川平兵衛・田山兵右衛門
伊奈忠達 ① 正徳二・五・二十六・～寛保三・七・十三

② 阿出川旦藏・加藤武次右・小野沢弥一右衛門・奥村左忠次
飯田八平・萩原舎人・加藤助市・原佐一右衛門・田口宇右
衛門・松井直右衛門・加藤治郎太夫・石母藤市・夏目善太夫
森丹次・永田左吉・成瀬孫左衛門・野村藤兵衛・夏目又八

松井直右衛門

③ 支配高三十万石の内二十万石が柴村盛香・石原政久

幸田高成・大屋信行・木村長羽・近藤威興代官所と支配入替

近藤威興

①

寛保三・七・～延享元・六・十

② 元メ手代 羽中察右衛門

手代→元メ手代 関口甚助

手代 島津曾右衛門・朝倉与右衛門・小野平次

③ 越後国へ支配替

① 延享元・六・十・～延享三・六・二十五

② 元メ 関山庸助

手代 山内義助・小野平次・雨宮治助・大塚栄右衛門

③ 五畿内の内へ支配替

① 延享三・六・二十五・～寛延二（一七五九）・十・二十八

② 元メ手代 津田休助・石川清四郎

手代 高村八郎次

③ 最寄替で幸手領川辺領村々高階経道代官所へ引渡

戸田正方

① 延享三・六・二十五・～寛延二（一七五九）・十・二十八

② 元メ手代 津田休助・石川清四郎

手代 高村八郎次

③ 最寄替で幸手領川辺領村々高階経道代官所へ引渡

高階経道

① 寛延二・十・二十八・～宝暦九・八・十二

中川忠英 ① 寛政九・六・六～文化三・正・晦

② 元々 渡辺四郎三郎・平野郷助・奥野卯右衛門

③ 西丸切手番頭へ役替、跡代官所は武州葛飾郡・埼玉郡・関所
ともに伊奈忠宥が当分御預り

伊奈忠宥 ① 宝暦九・八・十二～明和六（文九）・十二・七

② 小島久五郎・山田清兵衛・篠原惣大夫

伊奈忠敬 ① 明和六・十二・七～安永七（文九）・三・十二

① 安永七・三・十二～寛政四・三・九

伊奈忠尊 ② 宇田川喜兵衛・大河内与右衛門・新井孫兵衛・黒坂五三兵衛

大河内幸五郎・永田八之丞・石塚八郎太夫・高橋久右衛門

志村太兵衛・龜井牧太・松浦五太夫

勘定 ③ 知行召上蟄居

（伊奈忠盈） 支配ではないが三か月間残務整理

勘定 ② 田中新左衛門

久世広民 ① 寛政四・六・～寛政九・六・五

勘定 ② 勘定→郡代支配 勘定組頭→勘定奉行支配 勘定組頭

金沢瀬兵衛

勘定→日光奉行支配組頭 大原大蔵

勘定→寺社奉行支配吟味物調役 西田金次郎

勘定 西野嘉内

勘定 栄谷嘉平次・山口鉄五郎

支配勘定次席 栗原礼助

勘定柘植又左衛門組付 萩原要右衛門・塚田重右衛門

③ 西丸小性組番頭へ転役

勘定組頭→勘定吟味役 金沢瀬兵衛

勘定組頭 西野嘉内

勘定組頭 根城貞右衛門

勘定組頭 藤井孫十郎

勘定組頭 芦沢軍次郎・宮川龍八郎・久須美権兵衛・喜多川四平

勘定 助浅井次郎吉

勘定組附 喜多川四平

勘定組付与頭→勘定助 荒井平吉

勘定組付与頭→勘定奉行附支配勘定 近藤重祇

勘定組付与頭→勘定助 荒井平吉

勘定組付与頭→勘定奉行附支配勘定 近藤重祇

勘定組付与頭→勘定助 荒井平吉

中村知剛

① 文化十一・五～文化十一・十・二十六当分御預

② 元々手附 山崎新次郎 手附 此島伝四郎

元々手附 川野政兵衛・服部市郎

手代 岡嶋善藏

文化十一・十・二十四～文政四・正・二十七

手附 太田源太郎

手代 中沢八十郎・長谷川大助・堀内半右衛門・大沢当右衛門

築山茂左衛門

① 弘化元・十二・二十八・弘化二・一・二十八

門・富田八郎

門・富田八郎

山田至意

① 文政四・正・二十八・天保十・五・二十八
② 元々手代 沢田寿作 辻千太夫

青山九八郎・録平

② 手附 中村条助・富田類右衛門
手代 垂井安五郎・青津富左衛門

青山九八郎

② 手代 垂井安五郎・青津富左衛門

加判手代 竹川勢右衛門・沢善之進
手代 杉浦欣右衛門・内山和四郎(鷺郎)・大鳩求次郎

竹川又十郎・堀江英吉・柿沼左之助・小鳩道太郎・辻和作

畠野八太郎・村井辰五郎・平戸新吉・吉田左五郎

斎藤嘉兵衛

① 弘化二・十一・十六・嘉永一・十二・二十
② 進野延左衛門・岡地建八・中村条助・田中第五郎・富田類右衛門
③ 関所最寄替

竹垣三右衛門

① 嘉永二・十二・二十・嘉永五・五・二十五
② 宮部孫八郎・高木茂久左衛門・石賀新五郎・小林共右衛門

望月新八郎
① 嘉永五・五・二十六・安政二・二・晦
② 田中熊三郎・山口順三・西川盾之助・山下八十八

中村知剛・伊奈忠信立会支配

① 天保十・五・二十八・天保十・八・十五
② 中村知剛・手代 篠崎瀬介

伊奈忠信 ② 手附 福井柳右衛門

関行篤 ① 天保十・八・十五・天保十三・五・二十八

元々 岡地建八・大嶋理三次

林部善太左衛門

① 安政二・二・晦・安政四・十二・二十
② 渡辺玄兵衛・平塚平八郎・秋汲平・馬場俊藏・山田真平

清水為作

平岡文次郎

① 天保十三・五・二十八・弘化元(八四)・十二・二十八
② 村田道四郎・大熊左助・木川篤一郎・武井正三郎・橋本善三
皆川甚平

川上金吾助

① 安政四・十二・二十・万延元(八六〇)・十一・二十一

② 武井正三郎・竹西仙次郎・小野清次郎・島津孫二郎・堀越信

③ 青山九八郎立会支配

築山茂左衛門

手代 太郎

小笠原甫三郎

③ 病氣につき願により御役御免
小林藤之助・林部善太左衛門立会支配

① 万延元・十一・二十一～文久元・三・二

小林藤之助

② 木村盛 ③ 老衰により辞職

林部善太左衛門

② 清水為作

荒井顯道

① 文久元・三・二～文久二・九・二十八

② 山下牧右衛門・杉浦丈四郎・河野曾十郎・三嶋泰右衛門

③ 病氣

佐々井半十郎

① 文久二・九・二十八～文久三・三・二十九

② 鮎江鉄次郎・田中鍵之助・福田又左衛門・青木新左衛門・

田中佐与太郎
最寄替

① 文久三・三・二十九～慶応元・五・二十六

② 總代久五郎・渡辺幸之助・山口市郎次・小菅十一郎

場所替

③ 場所替

今川忠恕

① 慶応元・五・二十六～慶応二・七・二十六

② 服部泰作・飯嶋宜作・秋葉賢次郎・波多野鉄平・秋葉邦之助

場所替

③ 廉元・七・二十六～慶応三・七・二十七

② 中村幸之進・関口謙之進・小磯錠助・渡辺勝三郎・森戸十郎

場所替

大竹勝昌

① 寛永元年・七・二十六～慶応三・七・二十七

② 中村幸之進・関口謙之進・小磯錠助・渡辺勝三郎・森戸十郎

場所替

佐々布貞之允（知県事）

① 慶応四・八・十七～慶応四・十二・二十八
② 判県事 鹿子木弥左衛門

附屬 日向徳蔵・木村秀八郎・大木陽三郎・逸見小太郎
・柴田喜一郎・垣塚文吾・河原才助・田中宗輔・

岩間九衛門・高根三藏

水築小相（知県事）

① 慶応四・十二・二十八～明治二・正・二十
② 権判事 竹中武之丞

附屬 大伴秀八郎・大木陽太郎・田中宗輔・柴田喜一郎
・門岡清右衛門・太田直次郎・逸見小太郎

番人 寛永元年伊奈忠治支配の時、畠田茂左衛門・森又左衛門・神谷平七郎・落合喜平治の四人が二十俵一人扶持で抱え入れられて以来、明治二年閑所が廃止になるまで家数の変動はなかつたが、左記のように家の変動があつた。⁽¹⁹⁾

・ 寛永元年畠田茂左衛門抱入 ↓明治二年畠田潤三
・ 寛永元年森又左衛門抱入 ↓明治二年畠田潤三
寛文五年森を加藤と改名

・寛永元年佐々木長左衛門抱入

明暦元（^(文延)）年神谷久右衛門と引替

元禄十二年長山平助と引替

寛政十一年長山勘平暇

寛政十二年金町松戸関所から二十俵

四人扶持で足立孝右衛門抱入 → 明治二年足立十大夫

寛永元年落合喜平治抱入

寛政十年駒木根小仏関所へ

落合の跡へ駒木根小仏関所の嶋田市郎兵衛抱入

↓明治二年嶋田耕平

元文六年五月以降、婚姻・養子願・改名等は文書で支配へ出願する
⁽²⁾ようになつた。

寛政二年綱紀引締のため、房川渡中田・金町松戸・小岩市川・駒木

野小仏の四関所番人へ対し、(1)番人は関所に二人ずつ詰め、手判受取
は同役立会のうえ取り計る、(2)御用出府は到着届をし、帳面に記載押
印し、帰村も同様にする、(3)隣郷里通も仕来通り改め、何事も一人で
判断しない、(4)大名からの頂戴物は一ヶ月毎に記録し、伺いのうえ頂
戴するなどが支配から命じられた。なお大名からの頂戴物というの
は、諸家に關係ある遺骨遺骸や日光社參等の通行の際、臨時に番人に
それぞれ二百疋、下番に百疋くらいが贈られたものである。⁽⁶⁾

寛政期には、関所間での番人の異動が行われた。小岩市川関所では、
寛政六年二月、番人篠原平五郎が身持不埒で御暇になつた跡へ、矢嶋
勘四郎が新規抱入となる。駒木野小仏関所では三十年に、川村一学が

小岩市川関所番高柳弥十郎の跡へ宛行二十俵一人扶持屋敷家作共とい

う、以前と同じ条件で番替となつた。房川渡中田関所からは落合源兵
衛が川村一学の跡へ、宛行二十俵二人扶持屋敷家作共で番替となり、
惣源太夫は一人扶持で関所番見習を命じられた。郡代から引越手当金
三両が出された。逆に駒木野小仏関所から嶋田市郎兵衛が宛行二十俵

一人扶持屋敷家作共で番替となり、文化二年十一月に勤方慎方もよい
ので宛行二十俵二人扶持に戻された。寛政十二年には房川渡中田関所
の長山勘平が暇を命じられた跡へ、金町松戸関所から足立孝右衛門が
以前と同じ待遇、二十俵四人扶持屋敷家作共で番替となる。その跡へ
は小岩市川関所の矢嶋勘四郎が番替となつた。関所間で行われた番替
はこの時期だけであつた。⁽⁶⁾

勤番の定はないが、天保十二年七月には昼当番二人と下番一人、夜
は当番一人と下番一人で勤務した。⁽¹⁸⁾諸侯多人数通行の場合は非番の者
も残らず勤番し、番人四人と見習の伴があつた。^{(7), (19)}

番人の格式は代官の手代の次、書役の上で、身分は跡式相続に際し
て、建前上は武士でなければならなかつた。^{(6), (17)}服装に関しては文化十二
年四月、日光御神忌の時と同様御役所へ縦上下着用を願つたところ、
留守居手判返上に限り着用を許可された。また支配替による身分引継
には麻上下を着用した。裏付の上下は関所での着用に限り許可された。⁽⁶⁾
番人は関所を通行する大名・幕府役人・勅使・藤沢遊行上人等に対
しては下座で送迎した。⁽²⁰⁾下座とは本来の居場所から縁類や下座敷・地
面に移動して平伏することをいい、下座敷は下座台の上に琉球表の下
座敷を敷いたものであつた。

一、勅使
下座之覚

当番兩人下座

一、御名代 大名方	惣下座
一、御名代 高家衆	当番兩人下座
一、御門主様	當番兩人下座
一、御三家様方	麻上・下惣下座
一、御三卿様方	麻上・下惣下座
一、両本願寺	惣下座
一、御老中方	麻上・下惣下座
一、大名方	惣下座
一、大御番頭より布衣以上問兩人下座	右之通下座敷ニ而古來より罷出来申候

丑四月

六人名印

(8)

布衣以上の親族や遺骸、遺骨に対しても下座をした。老中や勘定所役人・支配の宿泊・小休には御機嫌伺いに出かけた。寛政六年までは勘定吟味役以上へ下座していたが、布衣以下でも支配筋は別の事とし、同年以降郡代支配勘定組頭・代官・勘定へは関所縁類へ下座し、関所向を申し上げる事になつた。⁽⁶⁾

関所通行の煩瑣を避けるため、諸大名が番人を御出入にすることを願う場合がある。番人は支配の許可を得てこれを受けた。御出入となつている大名の通行には、往還まで麻上・下で出迎えた。

なお、役務に必要な筆墨紙油蠟燭代は慶應元年に支給されるまで番人持ちであつた。^{(2) (43) (54)}

下番 慶應元年に公費で扶持米が給与されるまで、番人一人で一人を雇い、諸家通行の諸荷物改方に使役した。平日は番人が鉛々の小者同様に使役した。一か年の給金は一両で、年二回に分け支給し、暮に

は番人の給米の内から扶持米として玄米二俵と一斗六升ずつを支給した。また大名や旗本の女中など、身分の高い女が通行するときには、希望により下番の妻女^{(1) (3) (4) (54) (18)}が改めた。

三ツ俣の借家人 寛保二年、居屋敷が流失し堤敷になつた渡船場の船頭二人と百姓一人が、関所裏の三ツ俣へ借家する代わりに、延享二年十二月以降、諸家・日光門主・同名代など、多人数通行で手不足の場合にこれらの者を下番同様に使つたのが始まりである。しかし火急の場合でも、商売で他出中には使役することはできなかつた。⁽²⁸⁾

水主 関所の矢来内の掃除や、出火・満水時の御用状等持出には茶船・渡船番の水主三十九人が、順番で駆け付けることになつていたが、下番の代わりに御用勤めをすることはなかつた。^{(6) (8) (43)}

問屋場下役 御用状持出は、関所周脇に問屋場が有るので下役の者を呼び出し、御用状を渡した。⁽¹⁸⁾

非常時の警備 元治元(一八六四)年水戸天狗党の騒乱では、四月十日土井家古河詰家来へ房川渡中田関所の厳重警備が申し渡された。⁽⁴⁵⁾ 慶應元年、非常御備人数は関東取締出役と支配が打ち合わせのうえ、栗橋・中田両宿組合村々へ申し付けた。⁽⁵⁴⁾

第三、関所改と通手形

一、天和二(一六八二)年の高札

関所前には改をする際の定を書いた高札が立てられていた。災害などで新造・修理の際には一言一句相違ないように書き直された。

一、此関所番所之前にて往還之輩笠頭巾をぬくへき事
し女に見せ可通之事

一、公家門跡諸大名參向之時ハ前廉より其沙汰可有之間不可及改之、自然不審之儀あらハ各別たるへき事

天和二年十一月 奉行

(6)

1、笠頭巾

享保五年と十三年に、御鷹御用のみ菅笠着用のままでの通行が許可された。

御鷹御用二付而関所罷通候もの菅笠着之可申候間、とかめ被申間敷候、以上享保五子

七月廿七日 肥前 無印

房川渡
中田 人改中 (6)

御鷹御用二付関所罷通候もの菅笠着之可申候間、とかめ被申間敷候、以上享保十三年

十二月朔日 下野

房川渡
中田 人改中 (90)

宝暦十一年七月以降関所通行の際の乗輿・下乗に関する記事がみえる。御目見以上は乗輿、御目見以下は下乗、陪臣は御目見以上であつても下乗という仕来であつた。しかしつて明八年、目付が調べたところ、その扱いが関所によりまちまちであつたため、老中牧野貞長が改めて仕来通りと定めた。寛政三年七月、御目見以下の諸国関所通行時における下乗通行を若年寄井伊直朗が通達した。また諸家中倍臣の内には御目見以上の者もあつたが目付坂部広高よりの達で、駕籠での通行を許されていた者は今迄の通りとした。當時御目見を許されていた陪臣に該当するのは、門主内・御三家の家来・御三卿の家来である。以降陪臣の乗駕通行は目付から通達された。寛政八年の改方には、御朱印所持の寺院も加えられている。なお、角棒で引戸の駕籠は乗物に準じた。丸棒あたり戸は駕籠であつた。病人は駕籠のまま関所へ揚げ改めた。丸棒あたり戸は駕籠であつた。病人は駕籠のまま関所へ揚げ改めた。

享保六年十月、馬上通行の改方は(1)大名・旗本の御用通行は馬上通行もあるが、大方は断りのうえ乗物で通行する。(2)陪臣が乗掛馬で通行することではなく、あれば下馬させるが、先規の書付等は無いので、どうしても下乗させるわけにはゆかない。また同十四年には、(3)直参や御三家通行には前々から沙汰があるので改めず、馬上通行の例もなかつた。元禄十四年には、借駕籠の内で笠や羽織で顔を隠す事が禁止された。関所通行でも戸を開き内を見せなければならなかつた。

借駕籠ニ乗候者、駕籠之内ニ而笠をかぶり又羽織などニ而面を覆者有之由相聞、依之女之外左様之者於有之者見合次第相改曲事ニ可申付候、以上

巳六月 半左 領々

(1)

元和二(一七二六)年八月、関東に十六の定船場が決められた。(1)女の渡河は老中酒井忠利の手形によること、(2)定船場以外での渡河は禁止、

(一一)

(3) 女・手負その外不審者の監視、(4) 隣村里通は領主や代官の手判によること、(5) 江戸入の者は改めないことが老中により定められ、渡船場に閔所の機能を持たせた。

「入鉄炮に出女」という言葉で表現されるように、閔所改の内で鉄炮

と出女は手形証文が必要なうえ最も厳しい改めを受けた。しかし閔所設置当初は女改が主体で、鉄炮証文の定は無かつた。

定船場之事

白井渡 懿橋

五料 一本木

葛和田 河俣

古河 房川渡

栗橋 七里ヶ渡

関宿之内(境) 大船渡

神崎 府川

小見川 市川

松戸

一、定舟場之外、わき／＼にてみたりに往還之者渡すべからざる事

一、女人手負其外不審成もの、いつれの舟場にても留置、早々至江戸可申

上、但酒井備後守手形於在之者 無異儀可通事

一、隣郷里かよひのもの者 所々之舟渡を可渡、その外女人手負之外、

不苦ものハ、所之給人又者代官之手判を以可相渡事

一、酒井備後守手形雖有之、本舟場之外ハ、女人手負又不審成ものハ一切

不可通事

一、惣別江戸へ相越もの、あらたむへからざる事

右之条々、於相背族者、可被處敵科者也

元和二年八月 日

対馬守

大炊助

備後守

上野介

房川渡
中田

雅樂頭

(163)

1、留守居手形

元和二年には、留守役を兼ねた年寄衆の酒井忠利が手形を発行してい。享保二年三月には房川渡中田閔所に寛永四年から貞享元(一六四)年までの留守居判鑑十五通の留書があり、貞享四年以来の判鑑が閔所に留置いてあつた。

寛永八年、老中から房川渡中田閔所へ手負人・女・不審者等で手形のない者は一切通行させず、欠落者を捕らえたなら褒美を与えるとの達が出された。

覚

一、手負并女其外不審なる者を手形なくして一切越へからず、若濫に相渡

すにおけるてハ後日にきこへ候とも、其番之者之事不及沙汰、一在所之者

まで可為曲事、かけおち者とらへ差上候ハ、其人により御褒美の高下有

之而、急度可被下之、自然礼物を出し、可渡と申族あらば、とらへ置可

申上、金銀米錢何にても其約速(速)之一倍可被下之者也

寛永八年九月廿一日

出羽守

丹後守

大蔵少輔

伊賀守
信濃守

讚岐守

大炊頭

雅樂頭

一、囚人 男女共

一、首 男女共

一、死骸 男女共

手形記載事項と改の変遷 元禄十年に関所改事頼通達書が出された。(1)乗物・女・乱心・手負・囚人・首・死骸等は留守居証文に記載する、(2)不審者は改める、(3)欠落者は留守居から出す書付の意向に従つて改める、(4)手形の有効期間は発行月と翌月の晦日までで、有効期限内に通行できなかつた場合は通行させない、(5)記載した人数より減の場合はその断りだけで通すが、多くなつた場合は通行させない事が書かれている。

関所手形可書載覚

書かれてはいる。

仮令者

女上下何人之内

一、乗物

何挺

一、禪尼

是者よき人の後室又者姉妹などの髪剃たるを云

一、尼

是ハ普通之女髪剃たるを云

一、比丘尼

是ハ伊勢上人・善光寺上人などの弟子又ハよき人の召仕に有、其外熊野比丘尼等也

一、髪切

是ハ髪の長短によらず少切候共又者中はさみ、出来物の上な

とはさみ候共何も髪切也、煩ぬけ髪はへそらハさるハ髪切にて無之、但是も髪を切候と相見へ候者髪切也

一、小女

是ハ当歳よりぶり袖の内ハ小女たるへし、併ぶり袖の躰不審有之ハ可改之、但小女之内ニカふろ・髪切などハ不及改之

一、乱心

男女共

一、手負

男女共

右之通手形に可書載之、若不審歸於有之者可改、此外者不及改之、但欠落等之者有之節者此方より書付可遣之間隨其趣可改之、次当月之日付にて来月晦日迄ハ可通之、其日限より及延引者不可相通、女路次にて煩又は相果手形より數不足之分者其断聞届可通之、勿論多ハ不可通之者也

元禄十五年九月七日 長門守 主計頭

丹波守

河内守

玄蕃頭

房川渡

中田

御関所

人改中

(6)

元禄十四年には、髪切については判断困難のためか、再び留守居から関所手形之内相改覚が出され、髪切とは髪の長短によらず残らず切りそろえて有れば髪切という事になつた。

関所手形之内相改覚

一、髪切

是は髪の長短によらず不残捕切候者髪切也、煩ぬけ髪はへそらハす少切候様子に相見へ、又者中はさみ出来物の上などはさみ候者髪切にて無之間、向後不及改之

右之通髪切女の一ヶ条今度相改候條來月朔日之日付手形より此書面を用可改之、其外者可為先規之趣候、以上

(一四)

元禄十四日

伊予守

十月廿三日

長門守

主計頭

丹波守

玄蕃頭

房川渡中田御関所

人改中

(6)

足立家日記中最古の女通手形の例は宝永六年三月のもので、国違のため手形は書き直しとなつたが、同行する女の数と内訳、乗物利用、どこからどこへ行くのか、女の身分と身分を保障する人の名が書かれている。

八月 若狭 高力

日向 松平

近江 丹羽

兵部 土屋

越中 酒井

房川渡

中田 関所

人改中 (4)

宝永六年丑三月廿八日 主計

淡路

因幡

房川渡

人改中

(1)

房川渡

中田

(1) 享保四年四月には女を小女と書く間違、延享一年には乗物の記載も

れの間違は留守居一判の添手形が出され通行できるようになつた。⁽⁴⁾

寛延二年八月に女通手形の有効期間についての御規定書が出され、

(1) 通常の女の通行は二か月限りで、三か月目にかかる場合は手形を

取り直す、(2)引越の女の通行も二か月限りであるが、三か月目にかかる場合は留守居一判の添手形で通行することが通達された。

一、関所女通手形二ヶ月を限可相通候

但三月江越候節者右手形改認直差遣候事

一、引越之節女通手形二ヶ月を限可相通候

但三ヶ月ニ而不通切三ヶ月江越候節者、掛り之同役一判之添手形可差遣候

間可相通候、三ヶ月ニ而も不通切候ハ、是又添手形差出可相通候

寛延二巳年

女上下三人、内少女一人、乗物一挺、従江戸下野国古河迄、房川中田関所無相違可被通候、多賀半左衛門方妻之叔母・同娘并下女之由、被致書物其上上田新四郎殿・仙波七郎左衛門殿断付如候、以上

房川渡

中田 関所

人改中 (5)

宝永六年丑三月廿八日 主計

淡路

因幡

房川渡

人改中

(1)

房川渡

中田

(1) 享保四年七月、留守居が付けた少々の汚れや、道中で出来た少々のシミは書付を取り通行させる旨が留守居用人から伝えられた。⁽⁶⁾

寛政八年二月、老中安藤信成の通達により万石以上そのほか布衣以上役人寄合まで、直断りの分もすべて貴賤に拘わらず女の身分を書く様になつた。

閔所々女通手形之儀、万石以上其外布衣以上御役人寄合迄者直断之分手形
ニ女之身分不認、女何人誰断と被認候由、以来右直断之分も誰母誰妻、或
者召遣等、其母之分をハ手形ニ認之、惣而断人之貴賤ニ不拘様ニ可被致候、

右之通御留守居江相達、且又国々より出候女手形差出候面々并閔所有之領
主江致通達候様大目付江も相達シ候間、可被得其意候、尤御領所之面々被
可申渡候

二月

対馬守殿より被
仰渡之別紙御書付之趣奉承知候、以上

二月廿八日

此方五人

宮西吉様

寛政十年六月留守居から二十項目を手判に加え記載するよう通達があつた。

- 一、面躰襟咽より上并手足之内都而見江渡候所出来物疵灸之跡
- 一、髮之中出来物疵灸之跡疱疮(瘡力)寄之跡 一、釣ぬけ
- 一、釣はけ 一、櫛摺 一、小枕摺 一、左右之髮切
- 一、中挾の髮延立 一、髮先不揃 一、前髪切
- 一、髮至而薄歛短歟 一、小女前髪下中剃并延立 一、髪切
- 一、比丘尼 一、尼 一、小女 一、鉄漿附小女 一、懷胎女
- 一、盲女 一、乗物ニ而罷越候女

(6)

(6)

(6)

寛政元年には、手判一紙には十人位までを書き、病氣などによる人数減はその断書付を取り通していた。快氣してあとから通る人の分はその分の手判が必要だつた。
女通手形入手 江戸町人は明和二(二七五)年の例では先づ保証人を立て、それに町年寄が加判をし町奉行所へ申請した。町奉行からは留守居へ書類は回され、留守居の手判が作成される。⁽⁵⁾ 記載内容に相違があり閔所で通行差留になれば、もう一度取直をするか、月番留守居の添手形で通行できた。留守居手判申請は代官支配地であれば代官役所へ願い出た。⁽²⁾

引付帳 通行しようとした女・乱心・手負・囚人・首・死骸・遺骨の手形は女通御手形引付帳に書き写された。通行を差し止めた場合はその理由と顛末が詳しく書かれた。⁽²⁹⁾ 正月になると同役立会のもと、前年度の正月から十二月までの手判の枚数と、引付帳に書かれた枚数の一一致を確認したうえで支配所へ持参する。

留守居手形数は、延宝六年七月から十二月までに六七枚、天保元年一五〇枚、同二年一二三枚、同三年一〇八枚、同七年一〇七枚(女二六二人)、同九年七四枚(松平康爵所替上下女一〇三五人、乗物四五挺の一紙手判を含む)、安政五年一六一枚、同六年一六三枚、内添手形三枚、同七年一二九枚内囚人男手形三枚、万延二年正月から文久元年三月まで三三枚、同二年一九六枚内添手形一枚、同三年五〇枚、慶応三年正月から七月までは七四枚であつた。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾⁽²⁰⁾⁽²⁴⁾⁽²⁹⁾

記録の偏りはあるが、所替による多数の通行、天保九年の極端に少ない交通量、幕末の例を除くと、女通手形による通行は平均二日か三日に一度くらいであつた。

(一六)

なお引付帳は女通手判だけでなく、鉄炮武器・銅・鉛・煙硝・硫黃を通す際の諸家印鑑・隣郷里通大証文・福島碓氷両関所からの送手形の場合も作成された⁽¹³⁾。

女通手形返納 女通手形は番人二人が立会で改めた後、その日の当番の手判筆筒に保管され⁽²⁾、留守居へ返納された。享保十五年四月までは、毎年二月・八月の両度に返納していた。左記の例は、支配伊奈忠常が延宝六年七月から同十二月の女通手形を留守居へ返納した際に、留守居から支配へ出された三関所分の領収確認の納目録である。

御状令拝見候、然者三関所江去午ノ七月より同十二月迄出シ置候女手形之

分御越候

一、六拾七枚 房川渡中田

一、五拾四枚 金町松戸

一、五拾八枚 小岩市川

右之員数慥請取、此方引付相違無之候、以上

板倉市正印

大久保山城守印

正月廿一日 戸田備後守印

大久保右京亮印

伊奈半十郎殿

(13)

逗留の費用がかさむことや、水災等が多く出府するのが困難であつたことから、享保十一年八月に房川渡中田・金町松戸・小岩市川三関所が合同で願い出、同十五年四月、返納が二月の一度納めになつた。しかし番人は年一回月番留守居毎に分け、納目録と一緒にそれぞれの留守居宅まで届け調印を貰つていた。寛政八年、二月の月番留守居へ全

部渡すようになる⁽⁶⁾。一年分受け取つた留守居が御殿でほかの留守居に分け確認する。左記の例は安政五年の女通手形納目録であるが、支配役所で留守居宛に作成された納目録を関所番人が受け取り、留守居へ持参、受け取つた留守居は、支配役所宛の手形受領書を貼り継ぎ、継目印を文書裏に押したものである。これは勘定所、支配へと回され、関所に届けられた⁽⁶⁾。

安政五年正月より同十二月迄御閥所通手形納目録

一、御手形百六拾壹枚

中田御閥所

此訣

四月分
拾五枚

五月分

内松平陸奥守養祖母儀就病死遺骸棺ニ納御手形壹枚

堀田土佐守殿

佐野日向守殿

六

二月分
拾六枚

内松平陸奥守養祖母儀就病死遺骸棺ニ納御手形壹枚

堀田土佐守殿

加藤伯耆守殿

七

四月分
拾六枚

武枚 但添手形

加藤伯耆守殿

内長髮囚人武人手鎖打腰繩付細掛目籠二入錠おろし御手形 壱枚

十一月分
拾六枚

内長髮囚人武人手鎖打腰繩付細掛目籠二入錠おろし御手形 壱枚

八

正月分
式枚

久貝因幡守殿

十月分
拾六枚

酒井肥前守殿

九月分
拾壹枚

右之通御座候、御手形返上仕候、以上

三月分
九枚

池田甲斐守殿

川上金吾助印

三月分
壹枚
但添手形

池田甲斐守殿

堀伊豆守殿

七月分
式拾五枚

稻生出羽守殿

内長髪男囚人式人内壹人乗物ニ銛おろし網掛、壹人足
械打目籠ニ入御手判

壹枚

酒井肥前守殿

右如目録從去午正月同十二月迄、房川渡中田閥所江出置候手形都合百五拾
八枚、外ニ添手形三枚請取之、引付相違無之候、右之内正月九月久貝因幡
守月番之節右閥所江出置候手形拾三枚、四月佐野日向守同断拾五枚、五月

堀田土佐守同断拾六枚、当月月番出羽守改請取之候、以上

安政六年未二月十二日 稲生出羽守印

酒井肥前守印

堀伊豆守印

池田甲斐守印

加藤伯耆守印

川上金吾助殿

(209)

六月分
拾三枚

堀伊豆守殿

十二月分
四枚

堀伊豆守殿

×

八月分
拾八枚

稻生出羽守殿
内煩ニ而亂心ニ紛敷長髪男壹人手銛打乗物ニ而御手形

壹枚

居の女通手形と忠良の手形とを引き替^{(1), (3)}えた。

延享三年松平乗佑家中の佐倉から山形への所替では、(1)通行する女の内訳を書き乗佑の印判が押された帳面と、家老の印鑑を留守居へ提出し、女通手形を願つた。(2)留守居へ提出された書類と、留守居発行の女総人數の内訳が書かれた女通手形は、留守居→支配→関所へと渡された。(3)番人は受け取つた旨の請書を支配へ差し出し、(4)家中女の通行はグループ毎に家老の印鑑が押された仮手形で通行した。(5)全員の通行が終わると家中女通済届書が松平家から番人宛に提出され、(6)番人からは帳面と印鑑が支配へ返却された。以後この方法が通例となつた。途中死亡による人数の変更等は通済届書に書かれた⁽³⁾。

延享四年正月小笠原土丸（後の長恭）家中の掛川から棚倉への所替では、途中女児出生により人數の変化があつたがそのまま通行してしまつたため、(1)留守居瀧川元長から道中女児出生の場合はその町の名主・年寄等の証文と、付添う家来の添証文で通行するよう通達があつた。これ以前は留守居手形に懷胎女の記載はなく、手形発行以後女児出生の場合は女児の留守居手形が必要だつた。なお女通手形に記載すべき事柄に懷胎が加わつたのは前述の通り寛政十年六月になつてからである⁽⁶⁾。また(2)小笠原家の通行は三か月にかかつたが、延享三年堀田正亮家の山形から佐倉への所替には、留守居からの許可でそのまま通した例に倣い、そのまま通した。

寛延二年十二月から同三年正月にかかる、松平忠祇家中の島原から宇都宮への所替では、通行期間が三か月にかかつたうえ、人數の変更があり追願がされた。(1)先願は松平乗佑家中同様の書類と留守居添手形、(2)三か月かかりについては期間延長の留守居添手形、(3)追願分の

先願同様の書類、(4)家老の印鑑一枚、が関所番人宛に発行された。通行が済むと(5)松平家から留守居宛に二枚の通済届が出され、留守居からは先願・追願を合計した人數の女通手形が関所へ送られた。番人からは松平忠祇帳面二冊、留守居添手形一枚、家老印鑑一枚、家老仮手形二七八枚（女の総数一七五二人）が支配へ返上された⁽⁴⁾。

松平忠祇家中女の総数と仮手形から、通行グループの女の人数を割り出すと平均六・七人になる。宝曆九年八月松平康福家中の碓氷からの送手形八八枚と女総数一〇〇八人からは、平均一一・一二人という数字が出てくる。これに同行の男家族や、付き添う家中の男が加わつたグループで旅をしたものと思われる。

大きな荷物や長持は口上断で、具足や鎧・弓は本人手形で関所を通過した。また通閔担当の役人は関所近くに滞在し、トラブルが起きないよう面倒を見た⁽⁴⁾。

隣郷里通ひの女 元和二年の段階での隣郷通いの女は、所領主・代官の手形で通行できた⁽⁴⁾。寛永十年八月十五日に伊奈忠治から新栗橋関所宛の覚が出された。関所の対岸に縁付き里通いとなつた女が、親や親類の家に行くときは、名主を保証人にして、親戚が確かな場合は日数を限り、一・二里の範囲で通行させた。新規に縁組して初めて通るときは留守居手判で通り、その後関所から里通いの大証文を手に入れ行き来するようになる。離縁のときは江戸方向から出る者は手判で通り、入る者は書付を取つた。

覚

一、隣郷より里通ひ之女、河向に親子候而參度と申者、其所之名主慥成者
請人ニ立、其上両方之親類しけ候者往還之日限を定通し可申候、但名主

請にたち候とても委敷不存名主、少も有論ニおるてハ通し申間敷候、何時も新栗橋町之名主に請判之加判いたさせ候て通し可申候、并川向之女斯方ニ親類候て參候者々其女を見覚、堅請人を立帰候時致撰議通し可申候、隣郷と申候而も遠き所へ通し候事無用ニ候以上

寛永拾酉八月十五日 伊半十印

新栗橋
番衆中

(6、176)

以後隣郷里通いに關する新規の法令はなかつたが、天保二年二月二十三日には、八甫村（現鷺宮町）名主が次男を坂間村（現古河市）へ婿養子に出すに際して、大証文を願い出、申し付けられた。⁽¹³⁾

大証文を取る以外に隣郷の女に内々に通行を許可する例があつた。延享元年三月には渡船水主や船渡世の者の妻子が古河へ耕作に行く際には、水主等一統連印の証文を関所にとり、関所からは通行許可の鑑札を渡して通行させる便宜を図つており、以後も同様であつた。^{(3) (29)}また明和五年四月以降中田大善院の妻子が近在の檀家廻りに行く際は、関所へ証文をとり通行させるようになつた。⁽⁵⁾文化十一年には栗橋・中田兩宿の女が耕作や日々渡世のための出入する時や、一泊くらいで帰る場合は両宿名主の証文で通すようになつていた。⁽¹⁴⁾

乱心・手負・囚人・首・死骸 女通行と同様関所より出る時に留守居手判が必要なものに、乱心・手負・囚人・首・死骸があつた。これは男女とも同様だつた。

関所へ入る時、宝永三年五月の改方では乱心・手負・囚人・首・死骸は手形は不要で附添の口上断で通したが、文政三年三月には乱心・手負は留守居手判が必要だつた。囚人は元文三年七月、伊奈忠達が勘

定所へ「房川渡・小岩・金町三ヶ所、国郡村名并囚人之名相尋、何之誰方へ相通候段承届、委細帳面ニ記置、附參候者之名・印取之相通申候」と返答して以来付添の証文が必要となつた。首は享和三年七月以来留守居衆手判で通すよくなつた。寛政三年十一月には定めはなかつたが通常の死骸はその所の代官・旗本の直証文、大名の場合は家来または直証文で通していた。^{(2) (4) (163) (168)}

2、碓氷関所送手形

正徳二年八月老中から定が出された。上方から木曾福島関所・碓氷関所を通り奥州筋へ向かう女は、碓氷関所の送手方で房川渡中田関所を通行することになつた。上方から出る際の手形、則ち京都所司代の発行した手形は木曾福島関所に留め置き、以後の通行には木曾福島関所発行の送手形で碓氷関所を通行し、碓氷関所からは同関所発行の送手形で房川渡中田関所を通行した。

この送り手形による通行は正徳二年の本多忠良家中の、刈谷から古河への所替が最初であつた。^{(1) (4) (6)}

途中出生の女兒は、宿役人証文と付添の書付で木曾福島または碓氷まで通行し、そこから先は同関所の送り手形で通行した。⁽⁴⁾

上方辺より福島・碓氷罷通奥州筋江直ニ相越候女之義

碓氷関所より以送手形向後房川渡中田関所可相通者也

正徳二辰
八月十一日

河内 豊後

加賀 但馬

房川渡
中田 関所番中 (1)

江可被相達候
三月

3、男の通行

女に紛らわしい坊主・惣髮・長髪坊主は厳しく改めた。疑わしくなければ村役人や菩提寺が出た往来手形で通行したが無くても通行できた。

一、盲人 是者都而不依何男分ハ無改相通申候

二、坊主 同断御座候、乍然當歳より十六七迄ハ尼紛敷候ニ付乳杯相改相通申候

一、惣髮 同断御座候、當才より十五七才位迄ハ女ニ紛敷候ニ付相改相通申候、尤乳も相改申候

一、長髪坊主 是者少々延立候分又者當分病氣等者、其趣断之書付取之相通申候、多分延立候者格別之事故、様子ニ寄当人外書付取之相通申候、都而長髪之者嚴敷相改申候

但尼ニ紛敷候ニ付乳等得と相改申候
右通從先前當御闕所改方書面之通御座候、以上

文化五年

(167)

天保十四年四月朔日から、廻国修行六部順礼等に出る者は、村役人から代官・領主・地頭へ願い出、期限を限り許状が出される様になった。文久三年三月以降は男も簡単な手形が必要となつた。⁽⁴³⁾

廻国修行六部順礼等ニ罷出候者、是迄村役人并菩提所寺院より勝手ニ往来手形差出候得者、以来村役人より御代官・領主・地頭江相願、規月を以承

届許状相渡苦ニ候間、右許状無之ものハ闕所相通申間敷旨、闕所有之向々

右渡津守殿御渡候書付写差遣候間、御闕所有之御代官江御達可有之候、以上

三月 桜井庄兵衛 御目付

右渡津守殿者若年寄

堀田渡津守也

右之通御書付出候間写遣之候、可被得其意候、以上

(天保十四年)
四月朔日 井 備前守 井上

岡 近江守 岡本

戸 播磨守 戸川

梶 土佐守 梶野

跡 能登守 跡部

是ハ御勘定奉行

(32)

4、闕所破り

元文五年、本所回向院で善光寺如来の御開帳があり多人数の女が江戸へ入つたが、帰りは闕所を通らなかつた。寛保二年、利根川通りで内証の渡船で女を往来させていた風聞があり、中新井村・栗橋・小右衛門村・外国府間村・高須賀村・権現堂村の村役人が支配へ呼び出され重き御法度である旨を申し渡され、請書を差し出した。その後川向こう中田宿から入る場合には名主両人が請人となり、人数切手で通行できるよう願出るようになった。しかし闕所破りを止めるのは事実上不可能だつたようで、文政三年には闕所番人宅門扉に、女連の旅人を渡船させているとの張訴があつた。⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾

明和六年五月、野州都賀郡の百姓が栗橋宿から女を連出し、御締場

所内の川辺領弥兵衛村地内を舟で川向こう麦倉村へ渡り磔になつた。

御闕所無相違相通候様頼入候、以上

寛文三癸卯年六月廿九日 井上河内守 判

出、途中で知り合つた夫婦者に教えられ、一緒に関所川下御締場内

岡田豊前守殿

の内国府間村地内から、川向こうの関宿領元栗橋へ渡り、芝六軒町の

妻木彦右衛門殿

男は野州今市宿で捕まり関所構内で磔になつた。いざれも関所御締場

表書之通断ニ候間、御闕所無相違可被相通候、我等共より可申達旨御老中
被仰渡候間如此候、以上

を破つたのが磔の理由となつてゐるが、関所破り以前に犯した罪を合

わせての厳罰ではないだろうか。足立家日記中関所破りによる磔の記

卯六月廿九日

妻木彦右衛門

事はこの二例だけである。^{(2) (6) (43)}

三、鉄炮改と通証文

1、鉄炮通証文の始まり

寛文三年六月廿九日に、本多忠利が鉄炮三十挺を白川から江戸へ取り寄せる際、老中井上正峯の証文に勘定頭岡田義政・妻木重直が裏書きした証文で通行させたのが、日記中証文による鉄炮通行の初出である。⁽¹⁾ (1) 鉄炮通行手形発行の申請を受けた老中井上正峯が、勘定頭岡田善政・妻木頼照宛に鉄炮通行を許可するよう通達し、(2) 勘定頭はその通達文に裏書きして関所支配伊奈氏へ通行を指示した。(3) 通行の知らせは支配から関所番人へ通達された。

一、本多山城守殿鉄炮三拾挺、従白川江戸へ御取寄ニ付井上河内守殿御証文岡田豊前守殿妻木彦右衛門殿裏書若通請取、右之鉄炮帳ニ付置、御関所無相違可被相通候、以上

七月朔日 伊半十

房川渡中田

御関所改衆中

一、本多山城守鉄炮三拾挺但両玉、白河より江戸へ取寄申候、中田房川渡

2、鉄炮改と通証文の変遷

小筒十挺、大筒一挺 延宝九年本多忠晴・同忠利が老中証文で白川から江戸へ鉄炮百十挺を取り寄せて以来、小筒十挺以上は老中証文、大筒は一挺でも老中証文が出されるようになつた。⁽²⁾

享保六年閏七月の改方では、小筒は玉目三匁五分より四匁までを言い、五匁以上が通つた例は無く十挺以上は老中証文が必要で、出入とも改めた。⁽²⁾

寛延二年 日光法会勤番で遣わした鉄炮は、十挺以上でも家来の証文で通した。⁽⁴⁾

宝暦十一年の改方では小筒とは玉目九匁までを言い、十挺以上は老中裏印証文が必要であった。また大筒は玉目十匁以上を言い、一挺でも老中裏印証文が必要となつており、以後通例となつた。

享保十年の老中裏印証文を願出る際の案文 鉄炮通証文発行申請者が老中宛に数量と玉目、一緒に送る武具を書いて提出すると、老中がその内容に間違いないことを保証する裏書をして申請者に渡した。渡

された人は関所通行時に持参し、番人の改を受けた。この証文の形式は以後通例となつてゐる。なお享保期以前は支配からの改方御尋に対し番人は「御条目にはないが証文の有無を確認する」旨の返答している。享保期以降はその断りの文が無くなり改方が定様となつた。⁽³⁾

覚

一、鉄炮 何匁何分筒

但小道具共

何拾挺

右之通從江戸常州下館江差遣申度候、房川渡中田御関所無相違罷通候様御裏印被成可被下候、以上

享保十壬子年六月廿三日 石川近江守^印書判

松平左近将監殿

酒井讚岐守殿

松平伊豆守殿

表書之鉄炮何拾挺、関所無相違可相通候断者本文ニ有之候、以上

伊豆

讚岐

左近

房川渡

関所番中

(3)

なお老中裏印証文の有効期間は女通手形と同様発行月と翌月晦日までであつたが、寛保二年三月松平義知の白河から姫路への所替以来、所替等で多量の鉄炮・馬具の期限内の通行が不可能の場合は、証文を書き直さず老中の通行許可の達で通すようになつた。⁽³⁾

寛延二年十二月、番人は支配へ老中裏印証文返納の前例はないと返

答したが、以後も返納した例は見当たらない。

小筒九挺以下 享保二年本間庄吉は、鉄炮十八挺を同人証文で通そうとして差し止められ、九挺ずつ七日間隔を明け通した。⁽²⁾

享保六年七月には、小筒九挺以下は出入とも持主または家来の証文で通すようになつていた。⁽²⁾

文政三年には小筒玉目九匁以下数九挺以下は、持主または家来証文で通すが、十日位隔てれば一か月三度までは出入とも通し、それ以上は留め置き支配の下知次第で通した。⁽⁸⁾

天保九年には小筒九挺以下は間隔を十五日明ければ一か月に二度まで出入とも通行させるが、二・三か月に累積が三十挺以上になれば伺いのうえで通行させるかを決めた。⁽¹⁾

大名所替による鉄炮の輸送

元禄十年奥平昌成の宇都宮から丹後宮津への所替、同十四年稻葉正往の越後高田から佐倉への所替では、回漕による江戸入鉄炮を断りのうえ老中証文で通した。この証文には鉄炮の総数を書き、一度に通しきれないときは、予め判鑑を関所に届け、

その押印のある家来小手形で通し、通行終了時に家来小手形と老中証文とを引き替えた。⁽¹⁾

享保九年二月の改方は鉄炮回漕は上下とも改めるようになり、所替による大名の鉄炮・武器の回漕は出入とも老中証文が必要となつた。⁽²⁾ 大名往来の持たせ鉄炮 参勤交代等大名列の持たせ鉄炮は、元禄十六年には多少ともに改めず、以後も同様であった。

諸家中の者持たせ鉄炮 宝永八年頃以降は諸家中の者の持たせ鉄炮は、持筒の断をすれば持主の名前と数を記し通した。十挺以上は証文の有無を吟味し、分限不相応に多く持てばその証を聞き、箱入は持主

の直証文^{(1), 3, 4, (6)}で通した。

御用通行の持たせ鉄炮

元禄十六年には日光勤番等の御用通行は、

予め持主または家來の印鑑を預けて置き、員数・玉目を書いた証文を持参すれば通しており、以後も通例となつた。

なお文化十一年四月、老中が日光御用で夜間通行した際の持たせ鉄炮は、行列の持たせ鉄炮については改めず、夜間往来についてのみ家來の判鑑と通行時持参の証文印鑑とを引き合わせ通した。

威鉄炮

宝永八年には大名・旗本が領地へ少しづつ送るときは、本

人か家來の手形で通し以後も同様であつた。寛政四年一月の改方では、領地から鉄炮を引き上げるときは名主の証文で通した。

鷹狩の鉄炮 享保五年以降鷹狩の鉄炮は、鉄炮に付けられた鉄炮方の鑑札と判鑑を確認のうえで通行させることが通達された。

一、御鷹捉飼 二差添被遣候御鉄炮之儀者、御鉄炮方印鑑兼而御所差出置、罷通候節者鑑札ニ引合相通申候

閏七月 伊豆 印
享保六丑

閏七月

伊豆 印

関東筋江御鷹捉飼越候節差添參り候鉄炮之儀、関所江田付四郎兵

衛・黒沢奎之助判鑑差出置、其度々鉄炮ニ右兩人之内判鑑差添持參可致候間、右判鑑引合出入無滞可被通候、以上

享保五子

七月廿七日 肥前

人改中
(2)

御関所

人改中
(1, 6)

享保六年二月支配から関所番人へ、鉄炮による鳥の捕獲が禁止された事が知らされた。

関八州之内ニ而鉄炮鳥商売之儀向後無用ニ可仕候、若外之國々より持參候共求不申先江返シ可申候、以上

丑正月

(1)

一般農民の鳥獣捕獲が禁止され、そのため害鳥獣の駆除を行う鉄炮方組の者の通行は、鉄炮方田付・黒沢両人どちらかの判鑑と引合のうえ、昼夜とも玉目・筒の大小に拘わらず通行させる旨の通達が、留守居から享保六年・同十三年の二度に渡つて出された。

覚

御鉄炮方田付四郎兵衛・黒沢奎之助并組之者共御用付而御鉄炮房川渡中田
関所為持通り候節、向後拾匁以上之筒并何百目之筒ニ而も右兩人之断次第

判鑑引合昼夜共往来無滞可被相通候、尤拾匁以下之筒も四郎兵衛・奎之助
判鑑引合昼夜共無滞可被相通候、自今者証文不遣候間、可得其意候、以上
判鑑引合昼夜共無滞可被相通候、自今者証文不遣候間、可得其意候、以上

房川渡

淡路 同

肥前 同

覚

人改中
(2)

御鉄炮方田付四郎兵衛・黒沢奎之助并組之者共御用付而御鉄炮房川渡中田
関所為持通り候節、向後拾匁以上之筒并何百目之筒ニ而も右兩人之断次第

判鑑引合昼夜共往来無滞可被相通候、自今者証文不遣候間、可得其意候、以上
判鑑引合昼夜共無滞可被相通候、自今者証文不遣候間、可得其意候、以上

(一一三)

享保十三年申十二月廿四日 下野印

若狭同

丹波同

隱岐同

房川渡

人改中
(2)

ニ引合可相通被申渡

証文ニ而相通候段、半左衛門殿江去々亥年御留守居衆御好ニ付、右之通書上候由被申聞候由也、然レ共此方江御左汰無之、御留守居方よりハ公義御鐵炮ニ限り候様心得罷在候間、此後鐵炮御留守居衆參り候節ハ差留伺之上相通可申と奉存候間、何レ共御差図相願候處差図難相成由、九月二日萩原藤七郎殿御普請所御見分ニ御出候節猶又相伺候處、何レ御留主居衆へ申達、曉と御差図可有之由、其迄ハ御関所ハ惣而御留主居懸り之物ニ候間、印鑑

鉄炮以外の武具・武器

宝永八年鉄炮以外の武具は数多の場合には諸

家家老の証文、あまり多くなければ老中裏印証文に一緒に書き載せた。

文化四年には御定の員数以上は伺いのうえ通すようになり、文政三年

鉄炮以外の武器武具通方は出入とも、弓三十張・鎧二十五筋・具足二

十五領・大小二百腰までは本人または家来の証文で通した。馬具は十

口以上は勘定所へ伺いのうえ通すが、所替の時は老中裏印証文で通し

た。銅・鉛・硫黄・焰硝は四十九貫目まで一か月一度限り、本人ま

たは家来の証文、それ以上は勘定所の差図で通した。

留守居の手判・断状

延享二年、支配萩原友明は伊奈忠達から寛保

三年に鉄炮大筒は一挺でも老中証文、小筒は十挺以上右同断というと

ころを、老中方証文または留守居衆証文で通すとしたい、これは留守

居の希望であると聞された。しかし関所には沙汰はなかつた。留守居

は公儀鉄炮に限る積りであつたらしく、留守居証文で鉄炮が来たなら、印鑑に引き合い通すつもりで差図を頼つたが差図はなかつた。

(延享二年)

八月

右鉄炮大筒壹挺三而も御老中御証文、小筒拾挺以上右同断申出候處、藤七郎殿より半左衛門殿江御問合候處、右ハ御老中方御証文又者御留主居衆御

寛政十一
申三月十五日

内記

(4)

寛政元年七月には、馬喰町郡代御用屋敷からの鉄炮証文についての問合に対し「御留守居方鉄炮其外武器之類御断御証文ニ而相廻候儀只今迄一向無御座候」と返答していた。

同十二年になると蝦夷地御用の鉄炮に留守居の手判・断状手判が出されるようになる。同年三月蝦夷地御用で松前へ輸送した鉄炮五十挺玉目三匁五分は、老中証文がなく、支配から改方の差図もないでの、番人一同で相談し、老中の断があり留守居衆印状も渡されていたので、箱中から取り出し確認のうえで通行させた。また同十二年三月蝦夷地御用鉄炮五十挺が送られた際には、予め支配から渡された留守居駒木根政永の一判の断状で通した。

覚

一、御鉄炮
五拾挺

右者此度蝦夷地江為御用彼地江被遣候由、松平信濃守・石川左近將監・羽太庄左衛門・三橋藤右衛門、断次第房川渡中田関所無相違可被通候、太備

中守殿御断付如斯候、以上

房川渡 関所番中
中田

(7)

一 鉄炮拾挺以上并大筒者壹挺ニ而も御老中方御証文ニ而、出入共ニ相通
來申候

一、御鉄炮 三匁五分 三拾挺
一、御鉄炮 五匁 拾挺
一、同 拾匁 拾挺
一、御徒同心具足 七拾領

但拾七棹

三拾挺

但矢筆箇三荷

右者此度蝦夷地江為御用彼地江被遣候由、松平信濃守・石川左近將監・羽

太庄左衛門・三橋藤右衛門、断次第房川渡中田関所無相違可被通候、太備

中守殿御断付如斯候、以上

寛政十二

三月十五日

内記

房川渡
中田 関所番中

(7)

支配は書き直しを命じ(1)緒家鉄砲は從来通り、(2)公儀御用鉄砲武器
は留守居断状が必要、(3)弓三十張以上以下は鉄炮十挺以上以下と同様
の証文が必要な事、(4)武具は持主または家来証文が必要となつた。

鉄炮改方

享和三年三月には蝦夷地御用による特例と考えて
守居駒木根政永が出した手判持參の、差添御普請役永嶋新左衛門によ
つて通過した。

番人は寛政十二年・享和三年の例は蝦夷地御用による特例と考えて
いたので、文化三年三月留守居の鉄炮改方問合に、従来の改方を左記
のように返答した。

鉄炮改方

一、鉄炮出入共玉目九匁迄者小筒、数九挺迄ハ持主又者家来之証文ニ而相
通、拾挺以上ニ及候へ者御老中方御裏判御証文ニ而相通申候
一、玉目拾匁以上者大筒、壹挺ニ而も御老中方御裏判御証文ニ而相通申候
一、公儀御鉄炮并御武器之義者御留守居衆御断状ニ而相通申候
一、箱入或者菰包等ニ而通候節、箱者明、菰包者ほこし改申候
一、弓三拾張ニ及候へ者、出入共御老中方御証文ニ而相通申候、右員數よ

(二二五)

り少く候へ者持主又者家来之証文ニ而相通申候、然レ共無程度々相廻り百張ニも及候へ者留置、窺之上取計申候、尤何れも行烈之分者不改相通

申候

一、矢者出入共改不申候

一、武具之儀持主又者家来之証文ニ而相通申候、何レも數限り御座候

右御尋ニ付奉申上候、以上

文化三寅年四月

五人印 (10, 163)

文化三年五月佐渡送りの囚人護送の鉄炮十三挺は、口上断で通行し
ようとし差し止められ、留守居断状で通した。

同四年六月蝦夷地御用の鉄炮方通行は、持筒五挺・預筒七挺・調合

薬二十八箱を、若年寄井伊直郎の指示で留守居駒木根政永が出した断
状で通した。⁽¹⁶⁷⁾また同月、蝦夷地御用武器は老中の宿継証文があれば、関
所宛断状がなくとも通すことが勘定所から通達された。

同五年六月、大名の武器は老中証文か留守居証文が有れば引合のう
え通し、鉄炮に限り小筒は十挺以上、大筒は一挺でも、江戸へ入ると
きは老中証文、出るときは老中か留守居証文に引合通すようになる。⁽¹⁶⁸⁾

文政元年八月、勘定所から留守居へ確認したところ、文化五年の通
方は駒木根政永の一己の過失として、(1)鉄炮玉目九匁まで、数九挺ま
では出入とも持主または家来証文、(2)小筒十挺以上と玉目十匁以上の
大筒は、一挺でも老中裏印証文か、老中の指示で出された留守居断状
で通すと訂正された。⁽¹⁶⁹⁾

留守居断状の有効期限は老中裏印証文と同様で、三ヶ月越になれば
断状が出された。

文久三年国内情勢が騒然とする中、警備用武器運送に手数がかから

ないよう、重立の家来の印紙へ数を認め、直に関所へ差出し通行する
よう老中から達せられた。

兼而相達候通方、方今形勢万一非常之儀も難計ニ付、御警衛等被仰付候面
々其外共都而武器運送之節振合ニ而者手数も相懸自然不都合も可有之候

間、重立候家来之印紙江員數相認直ニ関所／＼江差出通行可被致候、尤此
度限ニ可被心得候、右之通万石以上以下之面々江可被相達候、右之趣被
仰出候間、関所／＼江急速可達置旨井上河内守殿被仰渡候ニ付、如斯候
加藤伯耆守依願隠居被仰付候ニ付加印無之候、以上

文久三亥

三月十八日 越前印

播磨印

肥前印

房川渡

中田 関所

番中

(206)

目付達による通行 鉄炮通行は重立の家来印紙へ数を書き、直に閑
所へ持参出来るようになつたが、慶応二年四月には老中からその筋か
らの断状が無くては通行不許可を達せられた。しかし五日後には、留
守居の断状で通行させていた関所でも、目付から達が有れば許可され
るようになる。

諸家領分其外江鉄砲相廻シ候節、関所通行之儀重立候家来之印紙江員數相
認直ニ関所／＼江差出通行可致旨先年相触候處、向後者其筋より断無之候
而者不相通等ニ付、万石以上以下共所以砲數玉目等取調相届候様可被致候
⁽¹⁷⁰⁾
但共連之内江為持候分者荷造ニ而も是迄之通可被心得候

右之通万石以下以上之面々江可被達候
右之通被仰出候間、関所ノ江可相達旨松平周防守殿被仰渡候ニ付如斯
候、以上

慶応二寅
四月廿二日 能登印

(215)

人舟は人数残らず関所へ上げ調べた。上り下りとも女の乗船は禁止
され⁽³⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾ていた。

鉄炮は陸同様上り下りとも改めた。
大名が手舟で荷物を回漕するには、上り舟は法度の荷物を積んでいない旨の証文を差し出した。

享保頃には御買上で江戸へ入る銅や鉛は証文も断りも不要だつた
が、文化十四年には五十貫目以上の鉛・銅・煙硝・硫黄は、荷主の送
状の押印と判鑑とを引合通した。日光御用銅の回漕は、寛政八年頃は
作事方印鑑に引合せていたが、文政四年には勘定奉行の下知で通した。
日光諸堂社修復用諸品は、宝曆十一年六月以降日光奉行手附出役印鑑
引合で通した。

なお文化二年閏八月、渡船や上り下りの舟の安全のため、関所番人
から舟問屋に命じて上り舟の一人乗りは禁止になつた。

第四、関所の終焉

諸外国との関係や国内情勢の変化に伴い、文久三年になると嚴重を
極めた女改も緩和された。三月十四日には江戸市中の町人や病弱者が
在方の親類を頼つて江戸から立ち退く場合は、関所に備えて置いた町
年寄の判鑑に、町人が持参した人数書の判形と引合のうえ通行させる
ことが、老中井上正直から通達された。

房川渡
中田
関所

房川渡
中田
関所

房川渡
中田
番中

淡路印
讃岐印
駿河印
播磨印
遠江印

同日、万石以下の者が家族を国元知行所へ帰すときには、主人の印紙へ人数を書き、小女・髪切・尼・鉄漿附等は差別無く自分断で通行するよう通達された。

同十六日には同井上正直からの通達で、万石以上の者が家族を国元へ送るときは、付添の家来印紙に人数を小女の区別等はなく記入したもので通行させ、家来の妻子は重役の印紙に人数を記入したものも閔所へ持参し、本人の断りで通行させるようになつた。⁽⁴³⁾

いずれも文久三年限りの処置とし、元治元年には老中阿部正外の通達によりまた元に戻つた。⁽⁴²⁾

非常之節江戸市中町人共妻并老弱病者等之類、在方所縁有之者共追々立退候ニ付而者、何方ニ所縁之者有之立退候哉難計候間、此度限り閔所々江兼而町年寄共判鑑相達置、町人共持參之人數書判形ニ引合、閔所々相通候様可相達旨井上河内守殿就御差図如斯候、加藤伯耆守依願隠居被仰付候ニ付加印無之候、以上

文久三亥

三月十四日 越前

播磨

肥前

房川渡

中田 閔所

人改中

(43)

文久三亥

三月十四日 越前

播磨

肥前

万石以上之面々家族國邑江差遣候節、閔所々々通方之儀是迄之振合にてハ此節柄手数も相懸、自然不都合も可有之候間、此度限り御留守居江相達二不及、附添之家來印紙江人数高相認、小女其外之無差別相通候等ニ候、且

又家来之妻子等ハ重役之印紙江人数高相認是又自分断を以通行可被致候、右之通万石以上之面々江相達候間、閔所々々江急速可達置旨、井上河内守殿被仰渡候ニ付如斯候、加藤伯耆守依願隠居被仰付候ニ付、加印無之候、以上

文久三亥

三月十六日 越前

播磨

肥前

房川渡 中田 閔所

番中

(43)

万石以下之面々追而土着を可被仰付ニ付而者、當節より家族共近國之知行所等江差遣候儀御許相成候、依而者閔所々々通方之儀先前之通御留守居手形を以相通候議ニ候得共、此節柄俄ニ發足等之節手数も相懸り、自然不都合も可生候間、主人印紙江人数高相認小女髪切尼鉄漿附等之無差別自分断を以通行候様可被致候、尤此度限り之事ニ候条可被得御意候、右之趣旨井上河内守殿被仰渡候ニ付如斯候、加藤伯耆守依願隠居被仰付候ニ付、加印無之候、以上

房川渡
中田
関所

番中

(43)

以來惣而関所掛御目付取扱候等二候
右之趣万石以上以下之面々江不漏様可被相触候

七月

番中

別紙万石以下断状之通、井上河内守殿被仰渡候ニ付、頭支配有之面々輕キ

者ニ至迄通行方之儀相伺候処、頭支配之印鑑ニ不及、銘々印紙断書を以相通候様是亦河内守殿被仰渡候ニ付、此段申達置候

亥三月

(219)

去亥年万石以上以下面々家族國邑江引取候付、從江戸国々江出候女関所通行改方之儀簡易之御所置被成置候処、此節より前々之通相心得改候様可相達旨阿部豊後守殿被仰渡候間、先前規定之通可被相改候、以上

元治元子

十二月十四日 竹田豊前守印

溝口讚岐守印

平賀駿河守印

福田所左衛門殿

(212)

慶応三年八月朔日から留守居が取り扱つてきた事はすべて閑所掛目

付が担当することが触れられた。女の通行も男同様となり、女と同様

の扱いの乱心・囚人ほかも、差添から証書を取つて通行させた。急用

での夜中通行もできるようになり、鉄炮武器等も差添の者の証書で通行させるようになり、閑所設置の目的が無くなつた。

大目付

閑所通シ方之儀前々より御規定之趣も有之候処、今度御変革被仰出候
条、八月朔日より別紙之通可相心得候、尤是迄御留守居ニ而取扱候廉も、

明治二年正月廿日、箱根閑所始メ諸道閑門が廃止された事を(行政官
布告第五十九)、房川渡中田閑所の番人たちとは同年二月十七日付で知県

(二九)

(57)

右之通御書付岡間写遣之候、外組合中江者各より可被相達候、以上
七月
(慶応三年)
当卯年番
都 駿河守
佐々井半十郎殿
松村忠四郎殿
大竹左馬太郎殿
小川達太郎殿
小 上野介

事附属から知らされる。これにより舟問屋による上下通船改手形が廃止され、関所と関所道具類（高札・鉄炮入長持・鉄炮・玉葉箱・鎗・三ツ道具・六勺棒・関所書物入長持・下座台・二間続琉球下座敷・手提灯・木燭台・高張挑灯・行燈・階子・番手桶・諸家印鑑百七十八枚）

を栗橋宿問屋へ引き渡す事になった。同年同月十九日足立十太夫が出府し、葛飾県役所へ引渡書類を提出した。⁵⁴八ツ半時番人一同番所を引き払い、同年三月番人は葛飾県出仕となつた。

終わりに

以上嚴重な改が行われた例を中心に紹介したが、文政期以降については甚だ不充分な紹介の仕方となつた。それについては紙数も尽きてしまつたので次の機会に回したい。最後になつてしまつたが御指導いたいた当館の太田富康氏・芳賀明子氏には厚く感謝申し上げたい。

引用史料

- (1) 御関所御用諸記 元禄十年～享保六年
- (2) 御関所御用諸記 享保六年七月～寛保三年十月
- (3) 御関所御用諸記 寛保三年十月～寛延三年
- (4) 御関所御用諸記 延享元年三月～宝曆十三年四月
- (5) 御関所御用諸記 明和元年八月～同七年七月
- (6) 御関所御用諸記 寛政元年八月～同十一年三月
- (7) 御関所御用諸記 寛政十一年四月～享和三年正月
- (8) 御関所御用諸記 文政三年九月～同五年十二月
- (9) 御関所御用諸記五 文政七年閏八月～同九年十一月
- (10) 御関所御用諸記六 文政十年正月～同十一年五月
- (11) 御関所御用諸記七 文政十三年四月～天保三年閏三月
- (12) 御関所御用諸記八 文政十三年四月～天保三年閏三月
- (13) 御関所御用諸記九 天保四年四月～同七年十月
- (14) 御関所御用諸記十 天保七年十月～同十二年十二月
- (15) 御関所御用諸記十一 天保七年十一月～同十五年四月
- (16) 御関所御用諸記十二 天保十一年九月～同十二年七月
- (17) 御関所御用諸記十三 天保十三年十二月～同二年十一月
- (18) 御関所御用諸記十四 天保十四年正月～同二年十一月
- (19) 御関所御用諸記十五 天保十五年正月～同二年十一月
- (20) 御関所御用諸記十六 天保十五年正月～同二年十一月
- (21) 御関所御用書抜 享和元年五月～同三年三月
- (22) 御関所御用書抜 文化三年五月～同四年十二月
- (23) 御関所御用書抜扣 天保十二年～弘化三年五月
- (24) 御関所御用書抜 文久元年五月～同三年三月
- (25) 御関所御用書抜 文久元年五月～同元年十二月
- (26) 御関所御用書抜 文久三年正月～同三年十二月
- (27) 御関所御用書抜 文久三年正月～同三年十二月
- (28) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (29) 御用留 慶応元年六月～同元年十二月
- (30) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (31) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (32) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (33) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (34) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (35) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (36) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (37) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (38) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (39) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (40) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (41) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (42) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (43) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (44) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (45) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (46) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (47) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (48) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (49) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (50) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (51) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (52) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (53) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月
- (54) 御用留 文久三年十二月～元治元年五月

(57) 御用留 慶応三年正月～同三年十二月

(60) 御関所日記 慶応四年三月～同四年閏四月

(163) 房川渡中田御関所改方書上写 寛政元年～文化十二年三月

(167) 御関所御用記 文化二年十二月～文政元年八月

(168) 御関所御用諸記改方一 文化十二年八月～文政三年八月

(176) 覚（女渡河法度）

(183) 「女子形請取状」

(190) 「御薦御用関所通行二付達写」

(206) 「武器関所通行方法二付達」

(209) 「安政五年正月より同十二月迄御関所通行手形納目録」

(210) 「文久三亥年正月より同十二月迄御関所通行手形納目録」

(212) 「万石以上以下面々女改方二付達」

(214) 「鉄炮関所通行二付達」

(215) 「鉄炮関所通行二付達」

(219) 「万石以下関所通行達書添状」

(249) 女通御手形引付帳（安政六年四月十一日～文久元年三月二十六日）

(289) 「御関所御用諸記」 天明元年四月～同八年八月

参考史料

『御触書寛保集成』（岩波書店 一五五）

『新訂寛政重修諸家譜』（群書類從完成会発行 一六七）

『柳當補任』（東京大学出版会 一五〇）

『幕府代官史料集－県令集覽』（吉川弘文館 一五五）

『近世交通史料集』（吉川弘文館 一五六）

参考文献

『幕領陣屋と代官支配』（西沢敦男 岩田書院 一九六）

『近世関所制度の研究』（五十嵐富夫 有峰書店 一九七）

『日本交通史論叢』（大嶋延次郎 吉川弘文館 一九九）

『日本交通史』（見玉幸多 吉川弘文館 一九九）

「関所法令の変遷と諸問題－出女法令を中心として」

（金井達雄 葛飾区郷土と天文の博物館『博物館研究紀要』第6号 一九九）

「鉄炮証文－老中裏印証文及び留守居断状の存在と役割」

（金井達雄『駒沢史学』第56号 二〇〇）

「近世関所法令の歴史的変遷と諸問題－女改めを中心として」

（金井達雄『交通史研究』第47号 二〇一）